

令和 8 年 7 月 2 8 日 宣告

令和 8 年（わ）第 3 2 号

主 文

被告人を禁錮 1 年 6 月に処する。

この裁判が確定した日から 4 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、令和 5 年 1 2 月 1 日午後 3 時 4 7 分頃、大型貨物自動車を運転し、青森県八戸市（住所省略）所在の東北縦貫自動車道八戸線下り a キロポスト付近道路を b 方面から c 方面に向かい時速約 8 0 キロメートルで進行中、同車左後輪タイヤ 2 本の各ディスクホイールを固定していたホイールナットが外れて同後輪外側タイヤが脱落し、その直後から同後輪内側タイヤが空転したところ、被告人においては、同車の車体が左に傾き、同車のメーターパネルにタイヤの空転を示す警告灯が点灯して減速が生じるとともに、平坦な直線道路では通常感じることのない横揺れが生じるなど、同車の走行が不安定な状態になったことを認識した上、かねて走行前に上記ディスクホイール等に錆が生じていたことに気付いていながらホイールナットの緩みの確認等の十分な日常点検もしていなかったことも自覚しており、上記のとおり走行が不安定な状態となった原因を直ちに確認することなく高速度での走行を継続すればタイヤ等の走行装置に更なる異常が生じ、タイヤの脱落を含む人の死傷の結果を伴う事故が発生することを十分予測できたのであるから、直ちに安全な速度に減速した上で同車を安全な場所に停止させて運転を中止すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、先を急いだため、同後輪内側タイヤが脱落寸前であることに気付かないまま、漫然時速約 8 0 キロメートルで進行して同車の運転を中止しなかった過失により、同日午後 3 時 4 9 分頃、青森県八戸

市（住所省略）所在の東北縦貫自動車道八戸線下り d キロポスト付近を当該速度で進行中、同後輪内側タイヤを脱落させ、これを同車の進路左前方の路肩で交通標識撤去作業に従事していた A（当時 32 歳）に衝突させて同人を跳ね飛ばし、さらに同人を同作業に従事していた B（当時 63 歳）に衝突させるなどし、よって A に頸髄損傷等の傷害を負わせ、同日午後 6 時 53 分頃、青森県八戸市（住所省略）C 病院において、同人を上記傷害により死亡させるとともに、B に加療約 14 日間を要する外傷性頸部症候群等の傷害を負わせた。

（証拠の標目）省略

（法令の適用）省略

（量刑の理由）

1 業務のため大型貨物自動車を運転していた被告人は、高速道路を走行中、タイヤの空転を示す警告灯などといったタイヤ脱輪に至る兆候がありながら漫然と運転を継続した結果、タイヤ脱輪を招き、路肩で交通標識撤去作業に従事していたにすぎず何ら落ち度のない被害者らを死傷させた。

「何だこれ」などと言いながらも具体的な結果回避措置を取らなかった被告人の過失の程度は、大型貨物自動車の運転に伴う危険を軽視したものというべきで、相応に大きい。被告人が適切な日常点検を怠っていたこと、制限速度超過の状態を継続していたことも斟酌すべきである。また、A 氏が死亡したという結果が、取り返しのつかない重大なものであることはいうまでもなく、32 歳と若年ながら突如命を奪われた同人自身の無念さは計り知れない。さらに、目の前で子である同人を失った上、自身も軽視できない傷害を負った B 氏、心情意見陳述において全く予期せず過失行為により子を失った喪失感や虚無感などを表した D 氏といった遺族の悲しみ

や苦しみも言葉では言い表し難いもので、同人らが被告人の厳罰を求めることは当然である。

一方、異常発生から事故発生までの時間が比較的短いことに照らすと、被告人において、結果回避可能性がある時点までに、タイヤ脱輪の可能性が相当に高いと予見できたとは言い切れない。

2 さらに、被告人が本件犯行を認め、一生許されることはない旨述べる、被害弁償を誓うなど、反省の弁を述べていること、被告人に前科前歴がないこと、被告人の勤務先を通じるなどして被害弁償がされる見込みがあることといった事情が認められる。

以上によると、主文の刑に処し、上記の犯情等に照らして執行猶予期間を比較的長期の4年とした上、その刑の執行を猶予するのが相当と判断した。

(求刑 禁錮1年6月)

令和8年7月28日

青森地方裁判所八戸支部

裁 判 官      三              富              彰      太      郎